

令和5年度第2回高知県人権尊重の社会づくり協議会 議事録（概要）

1 開催日時 令和6年2月1日（木） 10時00分～12時00分

2 開催場所 オーテピア高知図書館 4階ホール

3 参加者 （関係行政機関の職員）

都築 美穂 委員

（学識経験者）

井奥 和男 委員【会長】

内田 洋子 委員

大野 瑞穂 委員

岡谷 英明 委員

岡村 理佐 委員

川上 泰司 委員

甲田 茂樹 委員

篠森 敬三 委員

仙頭 ゆかり 委員

半田 久米夫 委員

藤岡 宏健 委員

（高知県）

山地 和 子ども・福祉政策部長

国則 勝英 子ども・福祉政策部副部長

岡田 哲也 人権・男女共同参画課長

江口 悟 危機管理・防災課長

松岡 智加 健康対策課課長補佐

伊良部 直 地域福祉政策課長

光内 真紀 長寿社会課長

森木 博也 障害福祉課長

池上 淑子 障害保健支援課課長補佐

有澤 真由美 子ども家庭課課長補佐

川谷 知世 文化国際課企画監

北村 綾 県民生活課長

濱口 由紀 雇用労働政策課長

有澤 拓也 人権教育・児童生徒課課長補佐

山本 治 (公財) 高知県人権啓発センター理事長
川村 泰夫 (公財) 高知県人権啓発センター事務局長

4 議 事

- (1) 「高知県人権施策基本方針―第3次改定版―」の策定について
- (2) 「高知県の人権について」(令和4年度人権に関する実態の公表)

- (1) 「高知県人権施策基本方針―第3次改定版―」の策定について

事務局

資料1-1、1-2、1-3、2-1、2-2により説明。

委員

資料2-2の改定版(案)の61ページの最後3行がすごく良いし重要である。子どもの人権について、このことが充実することを願っている。

事務局

こども基本法に子どもの意見を表明する機会が明確に位置付けられたことを踏まえ、次期「教育大綱」にもこのことを位置付けて、各学校で取り組んでいくこととしており、「教育大綱」の策定に当たっては、実際に子どもの意見を聞いて策定した。

委員

最近、様々なアンケートが来ることがあるが、性別欄が「男性」、「女性」、「その他」、「答えたくない」であることが多く、ジェンダー等に関して、本人が様々な形で申告するようになってきており、今後、性自認について許容のある社会になっていくと良い。

どういう風に生きたいかというのは、同性婚カップルのみでなく、それぞれあると思うが、県や企業は、雇用、活躍の場を確保するときに、県民や外部に向けて、人権尊重の取組のアピールや、フレキシビリティのある取組をして欲しいが、そういう議論をする予定はあるか。

事務局

県や市町村でも性別欄について見直しているところである。昨年度に実施した「人権に関する県民意識調査」でも、性別欄の見直しを専門家の意見をいただきながら行った。今後も、様々な分野で性別欄の見直しは進んでいくと思う。

委員

県民へジェンダー平等の部分も積極的にアピールしていくことを来年度考えていただきたい。

委員

先ほどの委員の発言にもあったが、資料２－２の改定版（案）の 61 ページの最後 3 行はこども基本法の流れでとても重要なところであり、よく書いてくれた、素晴らしいと思う。

そういう意味でも、これからは市民としての子どもをいかに育てていくかが重要で、一人一人を大切に、様々な特性を持った子ども達が社会で活躍できるようになったら良いと思う。

参考資料①の 2 番と 10 番について、この K P I を設定することはとても重要だが、人権集会や、人権参観日や、P T A 人権教育研究会を開催するだけで良いのか。中身やテーマと言った質的な指標は作らないのか。また、達成率を 100%にするために、どんな工夫をしていくのか。

2 点目は、参考資料①の 26 番について、情報モラル教育実践ハンドブックの令和 4 年度の活用率が、小学校で 51%、中学校で 42%、高等学校で 22%であるが、これを 100%にすることは大事だが、このハンドブックの内容は、子ども達はすでによく知っているのではないか。実質的な内容として、子ども達がインターネットによる性被害に巻き込まれないようにするために、どのような工夫をしていくか。

事務局

参考資料①の 10 番について、今年度から新たに設定しようとしている指標で、各学校の人権教育推進委員会をしっかりと機能させていきたい意図がある。さらに、各学校の人権教育主任を集めた研修会で、この組織の運営方法や年間計画の立て方、授業研修のやり方について細かく研修を行い、この数値を上げていきたい。

また、参考資料①の 2 番についても、学校の年間計画に位置づけて、実施することとしている。中身には踏み込んだものではないが、組織でしっかり対応するようお願いをしている。

令和 4 年度に作成した情報モラル教育実践ハンドブックについて、基本的な内容になっており、刷新しなければならないと思っている。一方で、これを子ども達に考えてもらうための題材として使っており、正しいネットの使い方等を、発達段階に応じて学んでいる。このハンドブックだけでは不十分であるため、警察やスクールロイヤーに出前授業等をしてもらい、ネット被害の防止等につなげている。

委員

情報モラル教育実践ハンドブックについて、外部の人材を学校等が使いやすいように、県としても財政面も含めてバックアップしていただきたい。

また、参考資料①の 2 番について、P T A の組織率も良くないため、人権集会を行うにしても人が集まらない状況になっている。中身を充実させる意味でも、県としてもバックアップをお願いしたい。

委員

先ほど、委員から説明のあったような形で、目標値設定について、プロセスの中で様々な工夫等をお願いしたい。

委員

今回の資料 2－2 の改定版（案）の中に、ネット上の差別投稿の削除要請について、システムティックな取組が計画されていることは評価できる。

また、参考資料①の 26、27 番について、面識がある者同士でのインターネットでの人権侵害に対しては、校内研修やセミナー等の実施は一定効果があると期待している。

ただ、面識がない者からの人権侵害が多く、すぐに取組の成果がでないかもしれないが、少しずつ県内での理解や、子どもへの教育が進み、人権意識が高まっていくことで、大人になった時に効果が出てくるかも知れないので、長いスパンでの取組が必要になってくるという意味で、人権侵害に関する研修等の実施を明記したことは良かったと思う。

事務局

「プロバイダ責任制限法」の改正案が国会に提出されたという報道があり、大きな意味があると思う。法案の主な内容として、Google といった I T の大企業が対象であるが、「投稿を削除してほしい」といった申請があれば、その申請に応じたかどうかと、そう判断した理由を一定の期間内に申請者に通知をしなければならないこと、削除するかしないかの基準を定めて、公表すること、削除申請の窓口を分かりやすく示すという 3 点が義務付けられた。

今年度から部落差別に係る投稿のモニタリングの削除要請を専門業者に委託しており、昨年度は削除要請を 32 件して、削除できたのが 4 件であったが、今年度の 11 月末時点で 196 件の削除要請をした結果、122 件が削除され、成果がでているので、今後も取組を続けていきたいと思っている。

委員

第1次改定版策定の時と比べ、人権課題が11に増えている。今後も社会変化の中で人権課題が増えていくと思う。相談窓口等の体制面は確立されているが、県民の人権意識をどう高めるかといったソフト面が課題であると思う。

1点目は研修について、研修内容は充実してきており、行政や教育、企業でも研修を実施しているが、研修の中身が職場全体、地域全体までは伝わっておらず、人権問題に関する市町村の温度差もあると感じる。

2点目は人権教育について、人権教育が進み知識は高まっているが、人権意識が高まっているかは疑問である。例えば、本音と建前があり、建前論では、「部落差別はしてはいけない。女性を差別してはいけない」といったことは、頭の中では知っているが、自分のものになっていないことがあり、被差別者、弱者の悲しみ、悩み、苦しみ等をどう自分のものに変えていくといった自己変革が大事である。

これらの問題をどう地域社会全体におろしていくかが課題であり、人権啓発センターが実施している「人権ふれあい支援事業」のような地域での啓発を増やしていけたら良いと思うが、予算が数年前は約200万円あったが、今は100万円を切っている状況のため、これで果たして事業ができるのかとってしまうので、財政措置をどう進めていくかが大きな課題だと思う。

要するに県民の人権感覚を養っていくことを具体的にどのように進めて行くかを考えることが課題だと思う。

事務局

先ほどの意見について、県としては、基本方針に沿って、様々な取組を展開していくが、根底にあるのは、相手の立場を思いやって、行動することが大事だと思う。

あと、「人権ふれあい支援事業」の予算は以前より減ってはいるが、工夫しながら続けていきたいし、全市町村に人権啓発活動委託料があり、各市町村で効果的な人権啓発活動につなげていくようお願いしたいと思う。

委員

今回、改訂ポイントを明確にしたこと、人権啓発、人権教育の目標値を定めたことは良いことだと思う。

参考資料①の30番、31番について、避難所運営マニュアルバージョンアップ実施率100%を目指すところがあるが、どこをもって100%になったとするか具体例を伺いたい。

2点目は、資料2-1の14番について、能登半島地震の事例では、互いを思いやることや労り合っている一方で、自分の思いを抑えることになってしまっているとも聞く。災害時は心のケアを充実することが大事だと思うので、何か具体案はあるか。

最後に、資料2-2の改定版（案）の117ページに人権侵害の主な事例を記載してい

るが、災害が起きると脆弱なところに影響が出る。東日本大震災時でも、ストレスを抱えてくるとDVがあり、次に虐待の連鎖となる事例があったので、そのような事例も言葉を選びながら入れて欲しい。

これらについて、南海トラフ大地震がいつ起きてもおかしくないような状態のため、非常に大きな課題として取り上げていかないといけないと思っている。

事務局

1点目について、避難所におけるマニュアルは、随時、課題があるごとに見直しており、本県では、南海トラフ地震対策行動計画を策定している。令和4年度から令和6年度までの第5期行動計画の中で課題となることを運営マニュアルに落とし込んでバージョンアップしていく。今の課題に対応するようバージョンアップを実施する割合が100%という意味である。新たな課題が出たら、さらにバージョンアップしていきたい。

2点目について、能登半島地震の事例も含め、保健医療福祉と連携してケアについて考えていく。

3点目について、参考資料①の31番の「多様な避難者への対応の充実」の中で取り組んでいく。避難が長期化するといさかやDVにつながる可能性もある。こういった問題をマニュアルに反映させ、バージョンアップにつなげたい。

委員

あと、自主防災組織と連携を深めていただきたい。

事務局

避難所運営は自主防災組織と当然連携してやらないとできないことになる。県内に約1,200の避難所があり、市町村が運営の責任を持つが、自主防災組織との連携は必要であり、運営マニュアルは自主防災組織が納得の上で改訂することで実行力が高まる。

また、能登半島地震の課題も含めてマニュアルも更新していきたい。

委員

自助・共助・公助でやっていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

委員

被災地の情報を入手して次の行動計画にしっかり反映していただきたいと思う。

委員

資料2-2の改定版（案）の66ページにある「認知症高齢者の増加や、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加」について、現場にいるとすごく感じるが、高知県内の訪問介

護事業所が年々少なくなっており、それに伴い、ヘルパーの人数も年間で数人ずつであるが減っている。

介護保険だけでなく、地域住民で助け合うようなことや、健康で健やかに生活できるようなことができれば、社会が明るくなると思う。

事務局

訪問介護事業所、ヘルパーの減少は課題だと認識しており、特に中山間地域に事業所が少なくなっているため、来年度に向けて、高知市等から中山間地域にヘルパーの応援に行けないか高知県ホームヘルパー連絡協議会とも協議を進めている。

また、地域の支え合い活動は、あったかふれあいセンターの活動と融合し、介護職などの専門職の方にも入っていただき取り組むことを検討している。

委員

障害に関する会議でよく議論されることは、障害者の事業所が人手不足で活動が止まってしまう。例えば、障害者雇用を受け入れる側の事業所も人手不足のため対応する職員がいない。余裕がないと受け入れられないところがあるため、何年も課題が解決されていないと実感する。

また、地域に暮らす障害者の方の就職について、いざという時になって探しても対応が難しいため、幼少期から社会とのつながりを持つことが大事である。県等が様々な場面で、間口を広げるよう取り組んでほしい。

事務局

障害者の事業所の人材確保は課題として認識しており、事業所の魅力発信等を通じて、就職先として選んでいただけるような取組を進めていきたい。

また、就職先として選んでいただくために、早い段階から福祉に触れていただく機会も大事と考えるので、福祉教育にも力を入れていきたい。

あと、障害のある方が、災害時等の緊急時にサポートしていただけるよう、地域での受け入れ体制づくりや相談支援体制の強化は、障害福祉計画の策定の中でも検討中であり、複数の障害福祉サービス事業所による地域での支え合いである地域生活支援拠点を活用して、緊急時に障害者を受け入れられるように体制の整備も、3年間をかけて進めていきたい。

委員

この取組は、事業所と障害者の方をつなぐ行政の役割が、非常に重要なので、きめ細かな施策の検討をお願いしたい。

委員

改定版の第3章に相談支援体制の充実について章立てし、相談機関を周知してもらうことはありがたい。

ただ、課題として、これから被害に遭われる可能性のある方への周知の方法を念頭に置くということも一つだが、今、被害に遭われている方の受け止めや視点も考えながらの周知も必要になると思う。

あと、子ども達への被害者支援センターの周知、教育を行っていきたいと思っている。

委員

参考資料①の8番の男女共同参画計画の策定市町村率について、令和10年度の目標値が、町村で85%となっているが、なぜ100%を目指さないのか。

事務局

今の「こうち男女共同参画プラン」の期間は令和7年度までで、町村の目標値は70%としている。

次期「こうち男女共同参画プラン」の改定作業が令和7年度に行われるが、そのプランでは、町村は100%を目指していくことになると思うが、この人権基本方針の方は70%から100%、30%増のちょうど半分の15%を、令和10年度の目標値に設定しているというのが考え方であるが、85%という表記から、85%以上に変更したいと考えている。そして、「こうち男女共同参画プラン」の改定作業の関係者との議論の中で、町村100%にしようと思うので、そうなった時点で人権施策基本方針の町村の達成度合いも、100%に上方修正することになると思う。

委員

ぜひ「以上」をつけて欲しい。達成度合いが100%にならなくて良いということではなく、市町村で協議しながら計画を立てる過程がとても重要である。そういうことを通して、別の目標にもあったようにアンケートの回答目標で、4、5年前より男女共同参画、女性の人権が改善がみられたかどうかというアンケートがあったと思うが、50%以上の人が改善がみられたということを目指していたと思うが、それを進めていくためにはこういう計画作りはとても重要で、どのように男女共同参画ということを話し合ったか、自分ごとにしていったかという計画作りを自分ごとにしていって欲しい。

委員

先ほどの意見に留意して、今後、町村計画の策定率向上につながる取組をお願いしたい。

委員

基本方針の一つの目的として、周知・啓発できる内容であるということと理解しており、資料２－２の改定版（案）の 129 ページに職場におけるハラスメントが記載されているが、素案の時よりも法律等が記載されるなど良い内容になっており、周知につながると思う。

今後、労働力不足と I T、D X の進展でコミュニケーション不足になることが想定され、職場環境も大きく変化していくと思っている。それに伴う新たなハラスメントが起こる可能性がある。

新たなハラスメント事象が起こると同時に法律も制定されていくと思うが、現場で事象が起こって、その後法律ができるという流れになると思うので、県には定期的な基本方針のブラッシュアップと情報収集した上での周知をお願いしたい。

委員

資料２－１の 16 番にあるように、ハラスメントの定義等の周知が必要で、周知の協力をお願いしたい。

ハラスメントの定義付けと、企業側に義務づけられる措置についての周知が不足しているため、何でもハラスメントと言われて、企業側は対応に困っている状況と聞く。また、世代間のギャップもあるように感じる。日々相談も増えており、相談者からの相談を受けて、企業に訪問して話を聞くことを、ほぼ毎日行っている。

あと、県内企業約 80 社に、職場におけるハラスメントの定義付けや、典型例や、企業側に課された義務等についてのセミナーを行っている。セミナー後に、企業から個別に相談いただくことがあるが、「注意するとすぐにパワハラと言われ、もう注意ができず困っている」という声が多く、「ハラスメント認定には、３つの要件があり、その方がハラスメントと感じたからといって必ずしもハラスメントになるわけではない」と伝えている。

ハラスメントは「当事者」、「行為者」、「第三者」がおり、行為者の人権が軽んじられ、一方的に当事者の話のみで処分してはいけない。第三者の話を聞くなど、同じことがその職場で繰り返されないために調査・認定といった事後措置が一番大事である。

また、性的指向、性自認について、労働局で、県内企業向けに「働き方改革取組事例集」を今年度に全面改定した。

冊子には、今までは育児介護との両立や働き方改革の事例などを載せていたが、今回から誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて、L G B T に関する職場での配慮について、新たに記載した。企業、公的機関や学校等の若い方にも見てもらいたいのので、周知・広報をお願いしたい。

委員

ハラスメント問題について、様々な機会を活用して、県内の方に周知や情報提供をお願いしたい。

(2)「高知県の人権について」(令和4年度人権に関する実態の公表)

事務局

資料3により説明

委員

資料3の64ページの災害と人権に関する研修について、どれくらい要望を受けて、どのような研修をしているか。

事務局

人権啓発センターの講師派遣事業で研修を行っており、令和4年度の実績として、研修回数は12回、受講者は382人である。

委員

特に、子ども達、学校等に向けての研修をお願いしたい。高校生には、「高知県高校生津波サミット」を開催しているので、引き続きお願いしたい。

委員

南海トラフ地震のこともあるので、留意いただきたい。

(以上)